

番号	質問内容	回答内容
①	<p>以下既存充電器の情報をご共有いただけますと幸いです。また既存設備の流用は可能でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気系統図 ・平面図 ・配線図 ・利用実績 	<p>① 構内配電・通信経路設備配置図を共有します。電気系統図・配線図はございません。なお、既設急速充電器は引込柱を設置し、電気を単独で引き込んでいます。引込柱を含め、既設急速充電器にかかるものは一切が撤去対象となりますが、流用は致しかねます。利用実績を共有します。</p>
②	<p>撤去費用を請求する場合に設計書各項目に費用記載、提出のイメージで宜しいでしょうか。</p>	<p>② 撤去費用の内訳は不要です。総額のみご提示下さい。</p>
③	<p>契約期間 5 年との記載ありますが 8 年間での契約は可能でしょうか。</p>	<p>③ 業務（契約）期間は 5 年とさせていただきます。なお、業務期間満了後の取扱いについては、期間満了前に、町と事業者との協議のうえ、延長することができます。</p>

<p>④</p>	<p>充電器、キュービクル、引込柱等設置させて頂くため、充電スペース横の駐車区画を貸して頂く事は可能でしょうか？</p>	<p>④ 既存の充電スペース(駐車スペースのこと、以下同じ)横の駐車区画の貸し出しは致しかねます。貸し出し可能な駐車区画は1区画のみです。</p> <p>代替案1 隣接する植え込み(別添①参照、幅は約1,800mm)をご利用ください。この場合、充電スペースを変更することも可能です(別添①参照)。変更した場合、既存の充電スペースの『EV車専用』の表示(別添②参照)を削除して下さい。</p> <p>代替案2 充電スペースを変更し(別添①参照)、変更後の区画は縦で駐車区画2台分のスペースが取れますので、充電スペースと合わせて充電器等の設置スペースとしてご利用ください。この場合、既存の充電スペースの『EV車専用』(別添②参照)の表示を削除して下さい。</p>
----------	--	---

⑤	補助金申請の為の許諾書は速やかに発行頂けるのでしょうか？	⑤ 速やかに発行の準備をいたします。
---	------------------------------	--------------------



